

福祉用具の補助について

・聴力機能の低下により、友人や家族等とコミュニケーションがとりづらい高齢者に対し、社会参加・地域交流等を促し、認知症予防等にも資するための補聴器の補助制度の導入を要望します。

現在、平成25年に施行された「障害者総合支援法」の「補装具費支給制度」により、身体障害者手帳が交付されている方には、補聴器への補助が受けられることとなっています。今回の質問は、身体障害者手帳の交付の対象とならない、軽度・中等度難聴者の高齢者の方に独自の補助事業の導入を求めるものです。

身体障害者手帳の聴覚障害等級の一番低い6級では、「1、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの）、2、一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの」、となっています。難聴（聴覚障害）の程度の平均聴力レベルの範囲は、軽度難聴：25デシベル以上40デシベル未満、中等度難聴：40デシベル以上70デシベル未満が適切とされています。

補聴器の値段については、高額なものから安価なものまでありますが、概ね5万円前後といたるところです。年金暮らしの高齢者にとっては簡単に購入できるものではなく、不自由、不便を我慢しながらの生活を送ることになると思われれます。

もちろん、難聴によってもたらされる障害は、その難聴の質や、個人個人の能力、あるいは聴覚を通じて求めるものの違いもあり、画一的に断定できるものではありませんが、やはり、人とのかかわりの中で、何度も聞き返すことへの心苦しさを、聞くことや会話をあきらめること、コミュニケーションがとりづらくなる、さらには、閉じこもり、抑うつ状態、認知症等々、難聴による生活の不便は多くの高齢者にとって大きな問題となっています。

国際アルツハイマー病会議では、「認知症の症例の約35%は潜在的に修正可能な9つの危険因子に起因する」と発表しました。「難聴」は「高血圧」「肥満」「糖尿病」などととも9つの危険因子にあげられましたが、その際、「予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子である」と指摘しています。近年の研究によっても、難聴のために、音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされると、脳が委縮し神経細胞が弱まり、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきました。

最近では全国的にも福祉施策として、補聴器等の補助事業を医師による認定をはじめ、年齢や所得制限、補助金額等の設定をし、独自に制度化している自治体も少しずつ増えてきています。大島町でも導入を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。また、町で掲げている7つの基本目標の3、「健康でやさしさあふれるまちづくり」ー福祉の充実、健康づくりーでは、あまり町独自の福祉施策が見受けられないように感じます。このような小さな事業・施策の積み重ねが、地方公共団体の本来の役割である「住民の福祉の増進」そして「やさしさあふれるまちづくり」であると考えますが町長のご見解をお聞かせください。